【別紙】

番号	御意見の内容	国土交通省の考え方
1	漁ろう操船講習の必要性は、理解しました。 これまでも船員法等の改正により、船員が受講すべき、さまざまな講習が新規に追加されていると思います。 受講する側の意見として、数点、意見させていただきます。 1）今回の改正も5年ごとの講習とありますが、受講するための講習開催地域を限定せず、各都道府県で受講できるような仕組みがありますと助かります。 2）受講費用に関しても、5年ごとに生じるので、船員には負担です。民間の委託業者の裁量とせず、料金の設定など国土交通省の方で提示していただけますと、助かります。 3）「特定漁船等における乗船履歴を有する者及び水産高校等卒業者に対して行う講習：30分程度 」とありますが、座学の30分程度の講習受講のための開催地への旅費負担、受講料を負担、1時間もない講習を5年ごとに受講する方としては、同じ内容を再確認のために受講するのではなく、実のある講習となるよう受講内容のアップデートも望みます。	1）漁ろう操船講習については、基本的に登録漁ろう操船講習機関が実施することで検討を進めておりますが、受講者の方々の過度な負担とならないように、オンラインの活用も含めた受講しやすい環境が図れるよう、講習実施機関と調整を図って参りたいと思います。 2）登録漁ろう操船講習機関がいないとき等については、国土交通大臣が講習の実施を行うことができますが、その際の手数料については、船舶職員法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）に定めております。登録漁ろう操船講習機関が実施する講習については、各講習機関で料金の設定を行うことになりますが、適切な料金設定が図られるよう、調整を図って参りたいと思います。 3）漁ろう操船講習は、漁ろうに従事する船舶の航行の安全に必要となる知識及び能力を修得するための講習であり、講習内容としては漁ろうに関する国際条約及び国内法令等が含まれており、必要に応じて受講内容をアップデートして参ります。当該講習は、5年に一度受講が必要となりますが、受講時には最新の法令等を講習で取り扱うため、知識及び能力のアップデートに繋がるものと考えております。